

なりわい再建支援補助金
定額補助
申請マニュアル

定額補助事業対象者の要件の確認書類

(1)～(5)の書類の提出が必要です。

●過去数年以内に発生した災害について

過去5年以内を目安に発生した、災害救助法の対象となった自然災害を指します。

※過去5年以内において福井県で災害救助法が適用された災害は、「令和4年8月大雨」、「令和3年1月大雪」です

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことが分かる書類

● 持続化給付金、月次支援金、事業復活支援金など国・県が実施したコロナ支援策の活用実績がわかる書類（受給を証明する書類等）

→上記書類の提出ができない場合は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた期間（令和2年1月から令和5年5月までのうち、任意の3ヶ月）の売上高と比較する前年又は前々年、3年前の同期間の売上高が分かる書類をご提出ください。

〔月別試算表、月別合計残高試算表、月別損益計算書など〕

※該当する売上高部分にマーカーによる印などを付してください。

※時期による売上の変動が大きい事業者は、個別に県にご相談ください。

(2) 過去数年以内に発生した災害の影響を受けたことが分かる書類

● 次の①～②のいずれにも該当する書類が必要です。

① 事業用資産への被害が証明するもの（直接被害 or 間接被害のいずれか）

〔直接被害の場合〕

過去数年以内に発生した災害における罹災（被災）証明書の写し

〔間接被害の場合〕

過去数年以内に発生した災害の影響を受け、業績が悪化したことを示す書類

→災害発生前3か月 と 災害発生後3か月の期間における申請者の売上高が分かる書類（確定申告書別表一の控え、法人事業概況説明書の控え、売上台帳など）を、余白に会社名を記載し、ご提出ください。

(例) 令和4年大雨の場合（発災は令和4年8月）



※該当する売上高部分にマーカーによる印などを付してください。

② 過去数年以内に発生した災害からの復旧・復興に向けて国・県等が実施した支援の活用実績がわかる書類

- ・市町および公的機関による支援の活用
- ・災害から復旧又は復興等を支援する補助金などの支援の活用
- ・日本政策金融公庫等による災害復旧貸付やセーフティネット保証4号の活用
- ・日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会等による、当該災害を踏まえた、返済猶予等の既往債務の条件変更が行われている場合 など

(3) 次のいずれかに該当すること

① 過去数年以内に発生した災害以降、売上高が20%以上減少している復興途上にある

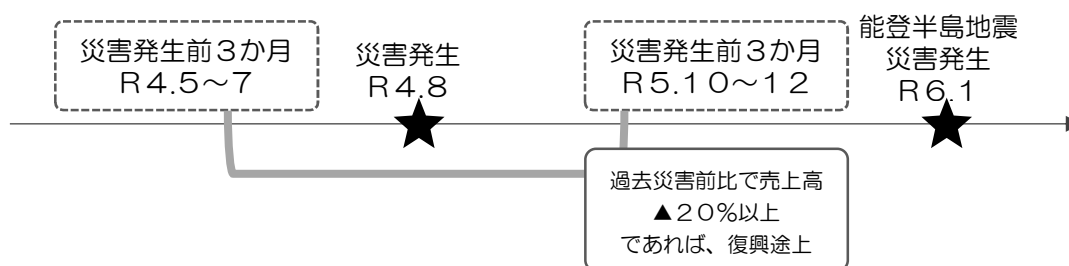
- 過去数年以内に発生した災害の発生前3か月及び令和6年能登半島地震の発生前3か月における売上高が分かる書類をご提出ください。

〔確定申告書別表一の控え、法人事業概況説明書の控え、売上台帳など〕

※余白に会社名を記載してください

※該当する売上高部分にマーカーによる印などを付してください

(例) 令和4年大雨の場合 (発災は令和4年8月)



※繁閑差を排除する観点から過去数年以内の災害の被災前10月から12月の売上平均との比較も可能です。

※新型コロナウイルスの影響を排除する観点から、令和元年10月から12月の売上平均との比較も可能です。

② 令和6年能登半島地震発生時において厳しい債務状況にあり、かつ、交付申請時において経営再建等に取り組み、かつ、認定経営革新等支援機関に事業計画等について確認を受けていること

- 特例的に措置される定額補助の申請にあたって、
 - ・ 企業再建計画の策定
 - ・ 認定経営革新等支援機関による事業計画の確認書
 - ・ 金融機関による企業再建計画確認書を提出いただきます (詳細は、定額補助確認様式内の別表参照)

(4) 過去数年以内に発生した災害からの復旧または復興に向けた事業活動に要した債務を抱えていることが分かる書類

- 過去数年以内に発生した災害に係る債務を有していることの申出書
(交付申請時点において、過去数年以内に発生した災害からの復旧・復興に向けた事業活動のために金融機関から借入を行っていることの証明)
- 債務の内容が分かる書類 (金融機関が発行する借入金残高証明書)
- 借入の内容が分かる書類 (借入に係る契約書) を提出いただきます

(5) 令和6年能登半島地震により、施設または設備が被災し、その復旧を行おうとしていることが分かる書類

- 本補助金への交付申請書の提出をもって、要件を満たすものとします。